

解体工事の 事前周知について、 区への報告方法が 変わります

令和7年
4月から



令和7年4月より「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」が改正になり、事前周知に関する区への報告を「建設リサイクル法」の届出書別表備考欄への記入に代えることができます。

ただし、建設リサイクル法に該当しない報告対象工事（主に解体を伴わない特定建設作業実施届もしくは特定粉じん排出等作業実施届の対象工事）の場合は今まで通り、報告書の提出が必要です。

改正前

- 工事の7日前までに解体工事等のお知らせ標識を設置
- 工事の3日前までに工事内容を近隣に説明
- 工事の1日前までに報告書を区窓口へ提出



改正後

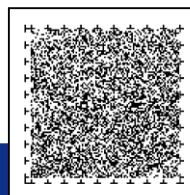
- 工事の7日前までに解体工事のお知らせ標識を設置
- 工事の3日前までに工事内容を近隣に説明
- 工事の1日前までに報告書を区窓口へ提出

もしくは建設リサイクル法届出書別表備考欄へ標識の設置・近隣説明の実施状況について記入する。(電子申請可)

※裏面参照

この2点は
変更なし!
必ず期日までに
行ってください!

※建設リサイクル法の届出は工事の7日前までです! 提出後の追記・修正はできません。



音声コード

建設リサイクル法届出書別表 1

※この届出は建築安全課へ
届け出るものです。

別表1

(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨造	☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ コンクリートブロック造	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他 ()			
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 () 敷地境界との最短距離 約 m その他 ()			
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	☐ 隣地使用の承諾済 ☐ 道路使用許可済 ☐ その他 ()	
	搬出経路		障害物 ☐ 有 () ☐ 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()	☐ 道路通行許可手続き ☐ 車両通行時間帯を配慮 ☐ 交通整理員の配置 ☐ その他 ()	
	残存物品		☐ 有 () ☐ 無	☐ 工事施工までに引き取り依頼済み ☐ その他 ()	
	特定建設資材への付着物	石綿	☐ 有 ☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) ☐ 無 ☐ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則 等) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施	
		その他	☐ 有 () ☐ 無		
	その他(特定建設資材に付着していない有害物質)	石綿	☐ 有 ☐ 飛散性石綿(鉄骨等に吹き付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被膜材 等) ☐ 無 ☐ 非飛散性石綿(スレートボード等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則 等) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施	
		その他	☐ 有 () ☐ 無 ☐ フロン類使用機器あり	☐ フロン類回収済 ☐ フロン類回収予定	
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
		① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
② 屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()	
③ 外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
④ 基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
⑤ その他 ()		その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		☐ 上の工程における ①→②→③→④→⑤ の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由			
☐ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由			
建築物に用いられた建築資材の量の見込み		トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類			
		☐ コンクリート塊			
		☐ アスファルト・コンクリート塊			
		☐ 建設発生木材			
		トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤		

実施済・実施予定のいずれかにチェックして下さい。
実施予定の場合は、
● 標識の設置 (工事 7 日前まで)
● 近隣への事前周知 (工事 3 日前まで)
両方が完了する日付を記入してください。

※建設リサイクル法届出書の提出は、工事の7日前までです。
提出後に備考欄を修正・追記することはできませんのでご注意ください。

備考

標識の設置・近隣への事前説明
☐ 実施済 ☐ 実施予定 (予定日:)
(「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」による)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すか「■」とする。